

『怪醜夜光魂』の成立について

檜澤, 葉子
九州女子大学文学部助教授

<https://doi.org/10.15017/9386>

出版情報 : 語文研究. 86/87, pp.129-138, 1999-06-04. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

『怪醜夜光魂』の成立について

檜 澤 葉 子

一

江戸時代を通じて、いわゆる怪談本・奇談本の類が数多く成ったことについては言を要しないであろう。それは浮世草子の時代についても勿論例外ではなく、近年、木越治編『叢書江戸文庫三四・浮世草子怪談集』(平六・一〇)も刊行されている。

ただし、享保年間に限って言えば、「享保の浮世草子、それも前述の享保初年の未練などの作を除くと、其蹟の作以外にはほんの一握りの作しかない。」(長谷川強『浮世草子の研究』昭四四・三)とあるように、怪談本もさほど多くは出ていない。長谷川強『浮世草子考証年表—宝永以降』(昭五九・一一)から拾ってみても、

享保二年 『怪醜夜光魂』

享保二年 ※『怪談諸国物語』(正徳二年「一夜船」

の改題本)

享保二年 ※『御伽大黒の槌』(天和三年『新御伽婢

子』の改題本)

享保一七年 『太平百物語』

享保一七年 『御伽厚化粧』

であり、二十一年間で新作は三、改題本を入れても五、といった程度である。

しかし、この享保年間の新作三作、『怪醜夜光魂』『太平百物語』『御伽厚化粧』は、いずれも『徳川文藝類聚四・怪談小説』(大四・七)に翻刻されていて、早くから知られた怪談本であった。

このうち、『怪醜夜光魂』については、夙に水谷不倒『選択古書解題』(昭二・一一)。「水谷不倒著作集」七、昭四九・一〇)に一項がある。

怪醜夜光魂 読本・奇談・絵入・半・五卷(略) 享保二
丁酉歳晩夏、京四條坊門泉正寺町水田太助版。(略) 奇で
はあるが、怪談といふ程凄味のあるものではなく、比較的
敵討の多い事は、偽らざる所である。(略) 其敵討が一般
的のものと違ひ、何か一つ異色を帯びてゐる。(略) 短篇
ながらいづれも敵討の趣に異色がある。併し幼弱の主人
公に奇を求めた跡が見える。(略) 奇話に富み、又仏教思
想の感化を受けることが濃厚で、因果応報・発心・得脱
等に関する話題が、殊に多い。

また、『日本古典文学大辞典』(昭五八・一〇。浅野晃執筆)、
『日本古典文学大事典』(平一〇・六。堤邦彦執筆)にも項目
が立てられているが、内容に大差はないので、最新の『日本
古典文学大事典』を適宜引用する。

怪醜夜光魂 浮世草子・怪異小説。五卷五冊。全二〇話。
花洛隠士音久著。享保二年京都水田太助刊。序文によれ
ば、春雨の徒然に朋友の埋口・素白等と語り合った「あ
やしき事いぶかしきうはさ、あるひは敵討などの物語」
を筆録したものという。諸国に題材をもとめた奇談物浮
世草子の一つであるが、ことに敵討にからめた怪異奇談
に特色が窺える。(略) いずれも敵とめぐりあうまでの因
縁や筋立てに趣向性をもたせる作柄である。(略) この
他、神仏の利生や因果応報・発心・得脱にまつわる話柄
を多く収めた内容。

もつとも、木越治「『多満寸太礼』をめぐる」(『秋成論』
平七・五)で『多満寸太礼』(宝永元年刊)について、

また、卷六ノ一「片岡主馬之亮敵討事」は、純然たる敵
討譚であり、いわゆる怪異譚からははずれる。しかしこ
の期の怪異小説に敵討譚の含まれることがそれほどめず
らしくないことは、『玉櫛奇』(元禄八年序)、『玉箒木』
(元禄九年刊)、『御伽人形』(宝永二年刊)などをみても
わかる。いわば、敵討が一種の奇譚として受け取られて
いるわけで、この点は、西鶴の武家物を考えていく際の
ヒントになるかもしれない。

とある如く、敵討譚を混じることがさほどに特徴的だとも思
えないが、内容についてはここでは触れ得ない。

本稿は、享保期の怪談本として比較的良好に知られている
『怪醜夜光魂』について、その成立における問題について考
察したものである。

二

『怪醜夜光魂』については、早くに翻刻されたためか、前
述したようにいわゆる辞書類には記述が見えるが、これまで
詳細に検討されたことはなかった。その成立についても、既
に述べた如く、一貫して「享保二年刊」ということになって
おり、長谷川強『浮世草子考証年表』でも、享保二年六月の

項に、

怪醜夜光魂(序・目・内・外・尾) 半紙本五卷五冊 音久

序「花洛隠士音久(印)」。刊記「享保二丁酉歲/晩夏吉辰/花洛四条坊門泉正寺町/書林 水田太助/藏版」。

所見本はこの刊記の前、本文末に「京寺町通松原上ル町/ひしや治兵衛板」と入れる。水田初印、菱屋後印の關係にあるのであらう。

と記載される。

ところで、同じ『浮世草子考証年表』の享保十四年の項には、

怪醜夜光魂

「日本小説書目年表」に「享保二年刊の再版」といふが未見。但し「新修日本小説年表」には二年の項に本書を登載せず、二年と十四年は同支なる事に不審が残る。誤認・誤解があるのであらう。

とあり、「小説年表」において、『怪醜夜光魂』の刊年に「誤認・誤解」があるとしている。つまり、朝倉無声『新修日本小説年表』(大15・9)には、享保二年の項に『怪醜夜光魂』がなく、享保十四年の項に、

○怪醜夜光珠 五 音久 同(享保十四年のこと。榎澤注)

とあること、また、山崎麓『日本小説書目年表』(昭四・七)

では、享保二年の項に、

○怪醜夜光魂 五 花洛隠士音久 同(享保二年のこと。榎澤注)

序に朋友埋口素白の物語をうつす云々。

とあるものの、同書の享保十四年の項にも、

○怪醜夜光魂 五 音久 同(享保十四年のこと。榎澤注)

享保二年刊の再版。

と載ることを指している。享保二年と享保十四年は同じ酉年であるために「誤認・誤解」が生じたのではないかという推測である。

また、山崎麓『日本小説書目年表』を書誌研究会が改訂した『改訂日本小説書目年表』(昭五二・一〇)では、前述した享保十四年の『怪醜夜光魂』の再版本の項に頭注を付け、「刊年は誤問説あり」とするのも、同じ見解であらう。

以上整理すれば、『怪醜夜光魂』の刊年については、やはり享保二年刊というのが定説である、ということになる。

三

『補訂版国書総目録』『古典籍総合目録』によって現在所蔵が確認される『怪醜夜光魂』の諸本は、国立国会図書館と新潟県北蒲原郡黒川村公民館のもののみであり、非常に少な

新怪談三本筆表之三
 ○ 傷屋はあやふしき事なりとて、怪屋に下りて
 尾羽は例に備布と、病入傷やあやふしき事なりとて、あやふし
 つと、故をいして、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 のれ、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 けみちとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 さふとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 体之、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 き、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 して、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 三十七の條、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし

B
 怪屋表之三本筆表之三
 ○ 傷屋はあやふしき事なりとて、怪屋に下りて
 尾羽は例に備布と、病入傷やあやふしき事なりとて、あやふし
 つと、故をいして、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 のれ、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 けみちとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 さふとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 体之、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 き、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 して、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 三十七の條、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし

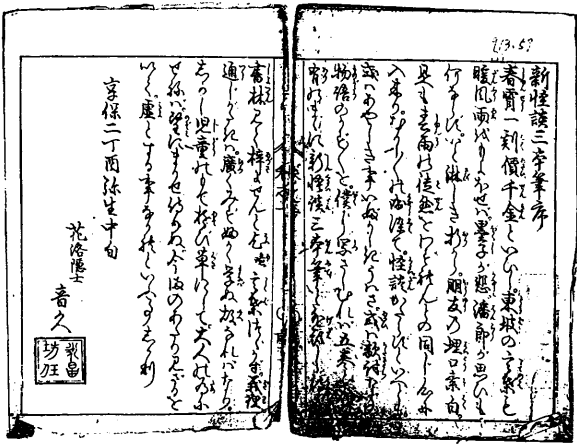
怪屋表之三本筆表之三
 ○ 傷屋はあやふしき事なりとて、怪屋に下りて
 尾羽は例に備布と、病入傷やあやふしき事なりとて、あやふし
 つと、故をいして、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 のれ、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 けみちとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 さふとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 体之、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 き、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 して、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし
 三十七の條、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふしき事なりとて、あやふし

注②
 黒川村公民館蔵本は卷二を欠いた端本である。
 自序の末には「花洛隠士音久」とあり、作者名が知れるが、この花洛隠士音久については詳細は不明である。ただ、『補訂版国書絵目録』『著者別索引』の「花洛隠士音久」の項には、『怪醜夜光魂』の他に「新怪談三本筆(享保二)」と記載されており、音久には『怪醜夜光魂』の刊年とされる享保一年に、同じく「新怪談三本筆」という著作があることがわかる。
 この『新怪談三本筆』は、『浮世草子考証年表』にもその名が見えず、また、これまで触れたことを知らないものだが、『補訂版国書絵目録』等によって所在が確認できるのは、

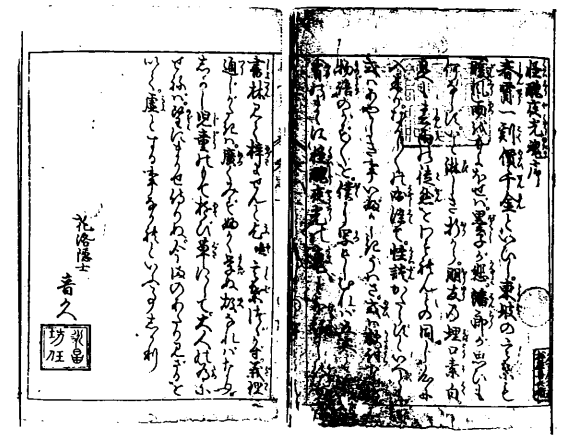
名古屋大学附属図書館岡谷文庫蔵本のみである。ところが、この『新怪談三本筆』を見てみると、「**図1**」に一例をあげた如く、匡郭等板面の状態から、『怪醜夜光魂』とは内題等を異にしただけの同板であることがわかった（**注5**）。

国立国会図書館蔵本、Cは『怪醜夜光魂』黒川村公民館蔵本）。では、『新怪談三本筆』は『怪醜夜光魂』の改題本かということがまず考えられるが、「**図2**」にあげたそれぞれの序文の部分を参照されたい。

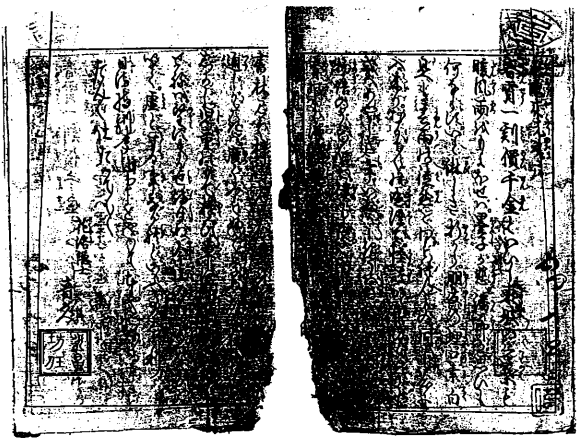
〔図2〕 A



B



C



これを見ると、Aにはある序末の年記「享保二丁酉弥生中旬」がBとCにはなく、特にBにはそれを削った跡らしきものが見える。序末の署名中の「花」も、Aに比べてBとCはその一部が欠けていることがわかる。

また、『新怪談三本筆』の序文では、

いと淋しき折から、朋友の埋口・素白、是も春雨の徒然をわすれんと同じ心に入来り、むかし／＼の咄染て、

怪談かたらずといへども、或はあやしき事いぶかしきうはさ、或は敵討などの物語のかず／＼を、僕に写さしむれば五巻と成ぬ。有のまゝに新怪談三本筆と外題し侍り、書林見て梓にせんと乞^{（痒）}。

と述べられ、この作品は、作者音久と朋友の三人が語り合せて作られたという設定になっている。本文中にも、巻三―二「但馬の古塚／湯本の与八といふ者に盛継が霊つきし事」の中に、「素白語りけるは」という記述が見える。

『怪醜夜光魂』の序文では、右の文中の「新怪談三本筆」のところから、「怪醜夜光の魂」となっている。水谷不倒は『選釈古書解題』の中で、「怪醜夜光魂」の名称について、「奇談に相応しい書名といふ外に意味はあるまい。」と述べたが、『怪醜夜光魂』の序文にあるように、友人と三人で語り合った結果できたものを、「有のまゝに怪醜夜光の魂と外題し」というのでは意味が通らない。ここはやはり、三人の話の結果、「有のまゝに新怪談三本筆と外題し」というのでなくて

はならない。また、『怪醜夜光魂』の序文において、その書名を前述のように「怪醜夜光の魂」と記したのも、もともとあった「新怪談三本筆」のスペースを考慮して、「の」の字を入れて六字にしたものと考えられる。

以上それぞれの序文からだけでも、『怪醜夜光魂』の改題本が『新怪談三本筆』なのではなく、『新怪談三本筆』の改題本が『怪醜夜光魂』であることは明白である。また、全体の匡郭等板面の状態からも、このことは同様に言える。

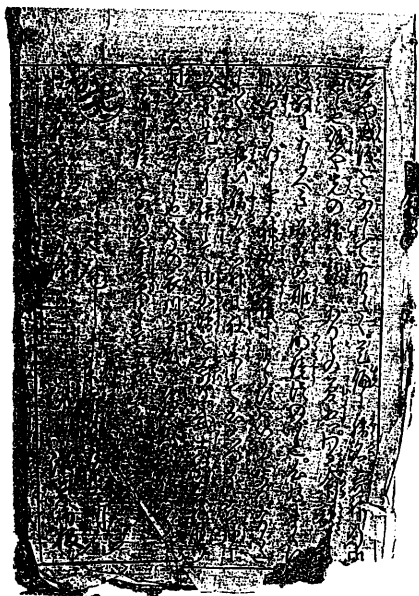
管見の『新怪談三本筆』名古屋大学附属図書館岡谷文庫蔵本は、最終の巻五を欠いた端本であるため、残念ながらその刊記については不明であるが、『怪醜夜光魂』の国会図書館蔵本と黒川村公民館蔵本の刊記・奥付については、[図3]にあげた。CにはBの丁裏にある「享保二丁酉歳／晩夏吉辰／花洛四条坊門泉正寺町／書林水田太助／蔵版」の奥付を欠いているが、匡郭等板面の状態から、BよりCが後印であることがわかる。

要するに、『怪醜夜光魂』は、『新怪談三本筆』の序題・目錄題・内題・尾題、および序文中の書名の記述を改変し、序末の「享保二」年の年記を削り、巻五本文末に「京寺町通松原上ル町／ひしや治兵衛板」の刊記を加えたものであることがわかった。

B



C



四

最後に、それぞれのおおよその印刷の時期を考えてみた
い。

『補訂版国書総目録』その他によって、『新怪談三本筆』と
『怪醜夜光魂』の刊年が、同じ享保二年とされたのは、『新怪
談三本筆』（名古屋大学附属図書館岡谷文庫蔵本）が刊記をも
つ巻五を欠く端本であったにもかかわらず、序末の年記を

していたこと、また、『怪醜夜光魂』（国会図書館蔵本）ではその序末の年記は削られていたが、享保二年の奥付が残っていたことによる。

しかし、『新怪談三本筆』の序文の年時が享保二年三月であり、『怪醜夜光魂』に残った奥付の年時が享保二年六月であることを考えると、『怪醜夜光魂』に付された奥付は、『新怪談三本筆』初板の時点からのものであったと思われる。

作者である花洛隠士音久については未詳であることは前述したが、序末の署名の下の印は「永昌坊住」と読める。永昌坊は京都左京三条から四条までを指すが、奥付にあった水田太助の所在地「四条坊門泉正寺町」もこの中にある。よって、『新怪談三本筆』の作者音久と書肆水田太助とは、ある程度の地縁があったということも想像できる。

以上のことから、『新怪談三本筆』の出版の時期は享保二年、板元は水田太助であると言えるのではないだろうか。

次に、『怪醜夜光魂』と改題された時期を考えてみたい。
次に、『割印帳』^(注8)の享保十三年十二月の項に、次のような記述がある。

作者

怪醜夜光珠 五冊 花洛隠士洛音久

板元 売出し 出雲寺和泉
ひしや治兵衛

此両所外題直シ故割印取返シ

売出し 出雲寺和泉
板元 同 人

このことから、『怪醜夜光魂』の改題の時期は享保十四年頃であったと思われる。ただし、『浮世草子考証年表』にもあった如く、そうした刊記をもつ本については未見。

また、先に、朝倉無声『新修日本小説年表』が、『怪醜夜光魂』を享保二年の所に記載せず、享保十四年の所に載せることを述べた。それが享保十四年の刊記をもつ本を実際に見てのことであったのかどうかは不明だが、『怪醜夜光魂』に関して言えば、この記述は「誤認・誤解」ではなく、結果的に正しかったことになる。

ところで、『浮世草子考証年表』の正徳二年、『近士武道三國志』の項で、菱屋治兵衛の蔵版目録二丁を付す後印本について述べられている。この目録は、「略縁記出家形氣」「傾城禁短氣」の書名を載せるところから、天明前後のものとして推定されているが、ここに「怪醜夜光魂」の書名も見える。このことから、『怪醜夜光魂』は、少なくとも天明頃までは菱屋治兵衛の蔵版であったことがわかる。

また、管見の『怪醜夜光魂』の諸本のうち、享保二年の水田太助の奥付を残している国会図書館蔵本がより早く、本文末の菱屋の刊記のみで奥付を欠く黒川村公民館蔵本が後に出版されたものであったことは既に述べたが、奥付を欠いた本が何時頃出されたのかはわからない。ただ、その翻刻や引用の中に享保二年の奥付を有することからは、冒頭に触れた『徳川文藝類聚』や『選択古書解題』が参照したのは、国会図書館

館蔵本そのものか、あるいはほぼ同じ時期に出されたものであったことが知られる。^(後)

最後に、『浮世草子考証年表』の享保二年、『怪醜夜光魂』の項に、

文政元年正月求板、大坂の京屋浅治郎奥の「一休和尚法語」所掲同店蔵板目録に「怪醜夜光魂 全五冊」あり。

とあり、さらに、文化九年改正「板木総目録株帳」(大坂本屋仲間記録)一三、昭六二・三)には、

焼株

怪魂夜光珠 京浅

と記されていることに触れたい。

右のことからは、『怪醜夜光魂』は、少なくとも文化半ば頃には大坂の京屋浅治郎の蔵版であったことが知られる。ただし、京屋浅治郎の刊記をもつものは未見。「株帳」には「焼株」とあり、「板木の实物は火事で焼失したが、その板権のみが「焼株」として売買されて、それを買い求めた者は、以後その本の再板や類板に関して権利を持つというような事」(中野三敏『書誌学談義 江戸の板本』平七・一二)であった。^(注)

ここまで『怪醜夜光魂』の成立の問題について述べてきた。いささか微に入りすぎたかもしれないが、また、その内容や特徴についてはほとんど触れ得なかった。しかし、享保期の浮世草子の怪談本として比較的よく知られていた『怪醜夜光魂』

が、実は『新怪談三本筆』の改題本であったことは、ここに明らかにしておきたい。

注

1 木村八重子『日本小説年表』考一黒本・青本を中心に(『江戸文学』一五、平八・五)では、黒本・青本に限っては、朝倉無声と山崎麓が共に参照したカードを作成した漆山天童が、自身で「年表」を編まなかった理由について、「おそらく刊年を確定できない作品が多く、カードに記した年代も参考の域を出なかつたためではないだろうか。奥付目録があっても、干支揃って記されている例は少なく、十二支では判定に苦しむことがあり」と述べられている。

2 『補訂版国書総目録』には、所蔵者として他に大橋図書館があげられており、『大橋図書館和漢図書分類目録』(明四〇)に「怪醜夜光魂 ^{音久著} 享保二年、(和本のこと。榎澤注) 半五 二五七 三一」と記載される。ただし、関東大震災により焼失。

3 『黒川村公民館所蔵和書分類目録』(昭六〇・三)や『古典籍総合目録』では「巻三欠」としているが、「巻二欠」の誤りである。

4 いわゆる「書籍目録」には、『怪醜夜光魂』や『新怪談三本筆』の書名はないが、宝暦四年刊『新增書籍目録』(江戸時代書林出版書籍目録集成)三、昭三八・一〇)には、「奇談」の中に「五怪談三本筆」と載る。これについては、『補訂版国書総目録』にも「宝暦書籍目録による」とのみ記され、原本未詳のものである。これが『新怪談三本筆』とどのような関係にあるのか、詳細は不明。

5 柱刻の右縦線半ばに、A・B・Cとも切れが見られる。

- 6 Cの黒川村公民館蔵本には、序末に書き込みがある。
- 7 原文の引用に関しては、私に適宜句読点や濁点を補い、ルビは省略した。以下同じ。
- 8 『享保以後江戸出版書目―新訂版―』(平五・一二)によった。
- 9 水谷不倒は『選択古書解題』の「凡例」の中で、「帝国図書館本に負ふ所が少なくなかった。」と述べている。
- 10 管見では、『休和尚法語』の北海学園大学北駕文庫蔵本と今治市河野美術館蔵本(いずれも国文学研究資料館マイクロフィルムによる)が、文政元年の京屋浅治郎の求板本であり、それに付された「大阪書舗山本文会堂京屋浅治郎蔵版目録」四丁の中に、「怪魂夜光珠 全五冊」と載る。
- 11 国立公文書館内閣文庫所蔵の写本『釈契冲門人海北若冲蔵書目録』に付載される「焼板目録」は、天明八年正月晦日の京都大火によって焼失した板木について、把握できたものを記したものだ(『日本古典籍書誌学辞典』平一・三。鈴木俊幸執筆)、その中の「本屋主蔵焼失」の項に「菱屋治兵衛 板蔵二」とある如く、菱屋治兵衛も多くの板木を失なった。「焼板目録」には『怪醜夜光魂』の書名は見えないが、前述した通り、天明頃までは菱屋治兵衛の蔵版であったこと、文化九年改正の「株帳」に「焼株」として載ることを考え合わせると、『怪醜夜光魂』の板木は天明八年の京都大火によって焼失し、その後その焼株を大坂の京屋浅治郎が取得したものと思われる。

〔付記〕 本稿を成すにあたり、貴重な資料の閲覧・複写を快諾された関係諸機関に対し、心よりお礼を申し上げます。